甘楽町広報

昭和41年3月15日　（毎月15日発行）　第76号【1頁】

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場　電話（小幡）4番・44番・49番
編集　総務財政課　企画文書係
印刷所　坂本印刷株式会社
1部　金3円

3月1日の人口と世帯

世帯数	2,719戸
男	6,867
女	7,200
計	14,067

町税完納組合に次の割合で報償金ができます。
納期内完納百分の三
年度内完納百分の二
三月末日までには必ず完納して個人の義務をはたしましょう

町議会で26条例を議決

証明など4月から50円に

職員給は9月から引き上げ

二月二十八日に町議会が開かれ、人事院勧告に基づいて行なわれる職員給与引き上げのための条例改正、証明手数料をあげる条例改正など二十五条例の改正と、一つの条例設定を議決しました。この議会は、ことしはじめて開かれたものです。以下改正された条例の概略をおしらせします。

職員定数条例の全部改正

職員の定数は、それぞれ次のようになりました。

町長の事務部局の職員　八十人
議会の事務部局の職員　二人
選挙管理委員会の事務部局の職員　一人
教育委員会の所管に属する職員　二十八人
農業委員会の事務部局の職員　五人

◇職員の給与に関する条例の全部改正

昨年八月にだされた人事院勧告に基づいて、九月から国家公務員の給与が引き上げられました。地方公務員も国家公務員に準じて引き上げることとなつたので、当町でも条例を改正して、昨年九月一日から、平均十九百円引き上げることとなつたものです。

◇町長、助役、収入役等の諸給与支給条例の全部改正

昨年の九月一日からの給与は、それぞれ、次のとおりとなりました。

町長　月額六万五千円（旧五万六千円）
助役　月額五万五千円（旧四万八千円）
収入役　月額五万四千円（旧四万七千円）

◇教育長の諸給与支給条例の全部改正

改正による教育長の給与は月額四万一千円（旧三万六千円）となり、昨年九月一日から支給されます。

◇議会議員の諸給与支給条例の全部改正

現行の議員の報酬月額は議長一万五千円、副議長一万二千円、その他の議員九千円です。こんどの改正では、この報酬の引き上げは行なわず、議会に出席した場合に支給する費用弁償を二百円引き上げ家庭から役場までの距離の区分により、それぞれ、一日につき五百二十円から六百二十円支給することとなりました。

◇特別職の職員で非常勤の者の諸給与支給条例の全部改正

この改正では、選挙長の報酬日額七百円を千円に、同立会人六百円を八百円に、同投開票管理者七百円を千円に、同立会人六百円を八百円に、それぞれ引き上げました。

◇学校施設使用条例の全部改正

新しく屋内運動場の使用料が定められ、三時間未満の場合には昼間千円、夜間二千円とし、三時間以上一時間増すごとに、それぞれ二百円、五百円が加算されます。

また、校庭の使用料は、従来は使用者の居住地による区分はなかつたが、こんど改正では、使用者が町内居住者の場合は三時間未満のときは三百円、町外の場合は五百円としました。そして、三時間以上は、いずれも一時間増すごとに五十円加算されます。

◇町営住宅設置条例の全部改正

新しく下井団地（大字善慶寺）を設置しました。

◇印鑑条例の全部改正

印鑑登録は、本人が出かけて行なうのが原則ですが、やむを得ない理由によつて本人が出かけられないときは、代理人に委任することができることになつています。この場合、従来は、委任状のほかに町に印鑑登録をしてある二人の保証が必要とされていました。こんどの改正では、この保証人はいらなくなりました。

また、従来は、当町に本籍があれば住所がなくても印鑑登録できましたが、こんどは住所を有する者だけになりました。三月一日からの施行です。

手数料条例の全部改正

各種の証明手数料を、四月一日から一件について五十円（現行四十円）に引き上げることになりました。現行の四十円は、三十七年四月一日から実施されていたもので、主な引き上げの理由は、事務費の増です。

以上のほか新設されたのは甘楽町職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例が一つ。改正されたのは、次にかかげた公告式条例ほか十四条例です。

これらの条例は、加除式の例規集を作製する関係で整理上改正された程度なので、説明は略します。

▼甘楽町公告式条例の全部改正。
▼甘楽町役場出張所設置条例の全部改正。
▼甘楽町行政区の設置等に関する条例の全部改正。
▼甘楽町旅費支給条例の全部改正。
▼甘楽町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正。
▼甘楽町消防団員の定数条例の全部改正。
▼甘楽町消防団員の任免に関する条例の全部改正。
▼甘楽町青少年問題協議会条例の全部改正。
▼財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正。
▼甘楽町有功者表彰条例の全部改正。
▼甘楽町役場庁舎建築基金の設置及び管理に関する条例の全部改正。
▼甘楽町分担金徴収条例の全部改正。
▼甘楽町簡易水道設置条例の全部改正。
▼甘楽町監査委員定数条例の一部改正。
▼甘楽町自動車運転技手の特殊勤務手当に関する条例の一部改正。

住民登録は所在地へ

不正わかれば免許取り消し

みなさんは、自動車運転免許の申請には住民票の抄本が必要なことをご存じのことと思います。

ところが、やゝもすると、試験がやさしいと風評のある公安委員会の区域に短期間住所を移し、その住所地の住民票抄本を添えて申請しようとする方があるそうです。住所は、届け出さえすれば簡単に移せるという安易な考えからなさるものと思います。しかし、住民登録は、本人がそこに実際に住んでいることがぜつたい要件ですから、この場合は、不正な登録ということになり、刑事上の処罰として運転免許の取り消しがあります。

住民登録は、住民の居住関係や権利・義務を公証する必要なものだけに、住所を定めた日から十四日以内に、住所地の市区町村長へ届け出なければならないことに義務づけられています。

身元保証人の心得

三月ごろになると、よく就職や入学の身元保証人になつてくれと頼まれることがあります。そればかりではなく、借金、借家あるいは月賦で品物を買うときなど、この保証人を頼まれたり、頼んだりすることが多いものです。

特に、ふだん心やすく往来している友人や親類であつてみればお互いに簡単に頼んだり、頼まれたりもします。

しかし、この「保証人」になることは、たいへんなことなのです。そこで、つぎのことぐらいは、心得ておく必要があります。

① 保証人になる場合の責任の範囲をよく知つておく。

② 就職の保証人の任務は、本人の在職中のいつさいの行為について保証するものが普通で、本人の在職中の行状いかんでは大問題になりかねません。また、この期間が長期にわたりますので、時には期限づきの保証人ということも考えられます。いずれにしても、本人がじゆうぶん信頼できる人かどうかよく確める必要があります。

③ 借家、借室の保証人は、ほとんど家賃、室代の下払い問題がおきたとき責任をとらねばなりません。

④ 月賦の保証人も③と同様品物代金の下払い責任を負わねばなりません。

⑤ 入学時の保証人は、おもに授業料の納入、停学処罰問題等の保証人です。

〔司法委員・調停委員決まる〕

昭和四十一年度の司法委員および調停委員が選任され、このほど前橋地方裁判所から次のとおり発令されました。

司法委員および調停委員

堀口正雄さん（小幡）
新島辰蔵さん（金井）

参与員・家事調停委員も

次のかたがたが昭和四十一年度の参与員、家事調停委員として選任され、前橋家庭裁判所から、このほど発令されました。

◎ **参与員**

堀口正雄さん（小幡）
大河原はるさん（福島）
新島辰蔵さん（金井）

◎ **調停委員**

新島辰蔵さん（金井）
大河原はるさん（福島）
松浦晃一さん（善慶寺）
田村富次さん（秋畑）
峯岸政重さん（天引）

参与員・調停委員とは＝家庭裁判所には、常勤の職員ではないが、民間人から選任される「参与員」「調停委員」の制度があります。これは審判や調停に社会の実情や良識を反映することを期待するために設けられているもので、参与員は家事審判に立ちあい意見をのべ、調査委員は、家事審判官とともに調停委員会を構成し、家事調停にあたります。

VYSの総会

新役員など決める

VYS連絡協議会の総会が二月二十日役場の会議室で開かれ、四十年度の事業報告や四十一年度の事業計画、新役員などを決めました。

このVYS連絡協議会というのは、現在会員七十三名で若い青少年たちが、少しでも明るく住みよい社会をきずこうと、自主的な意気と情熱をもつて、社会事業に参加しているもので、四十年度の主な事業として、会員研修や、子ども会、保育所、養老院などを訪問したり、共同募金運動などの事業に協力しており、今後ますます会員がふえて、活動が発展するよう、期待されています。

新役員は、次のとおりです

会長　加藤高明（善慶寺）
副会長　井上功（国峯）
　　　　由田利之（上野）
　　　　八木みつ子（白倉）

ハエの駆除

いまが最適

三月にはいるとそろそろハエが目につきだします。天井や火の気のある暖いところにひそんでいたのが、天候が暖かになるにつれて活動しはじめるのです。

ハエのさなぎは、便所の近くやごみためなどの土の、深さ十センチから二十センチぐらいのところで越冬しますから、土を掘りおこして殺虫剤をじゆうぶんまいておいてください。

農家などでは、穴を掘つてゴミを捨てつぱなしにしておりますが、ハエの巣を作つてやつているようなものです。

観光写真募集

富岡市で―

富岡市と甘楽町及びその周辺の風景、建物などで、市外に宣伝できるものの写真を、次の要領で募集します。どなたもふるつてご応募ください。

□**募集要領**

一、**募集実施期間**（春・夏秋を含む期間とします）昭和41年3月1日から昭和41年11月5日まで。

二、**応募写真の大きさ** 未発表のもので、四つ切りとし、白黒、カラーどちらでもよいが、キャビネ版はカラーとします。

三、**賞**

◇富岡市長賞…（トロフイーと一万円）
◇富岡観光協会長賞…（トロフイーと五千円）
◇富岡市議会議長賞…（トロフイーと五千円）
◇富岡市助役賞…（トロフイーと五千円）
◇富岡市収入役賞…（トロフイーと五千円）
◇富岡市教育長賞…（トロフイーと五千円）
◇佳作…五点（一点につき二千円）

四、**応募写真の提出** 募集実施期間内に、住所氏名を裏面に記入し、ネガを添えて、富岡市役所商工課へ提出してください。

五、**写真展** 応募された写真は、十一月中旬に観光写真展を開催して公開します。

六、**写真等の所有権** 応募された写真とそのネガは、富岡市と所有とし、観光パンフレットの作成、そのほか富岡市と富岡観光協会の観光宣伝に利用します。

陳情・意見・相談ごとなどは

町の仕事について陳情・意見・相談があるときは住民相談室をご利用ください。住民相談室では、どのような仕事についても相談に応じ、誠意をもつてみなさんの納得のいく処置をとつています。

……住民相談室で
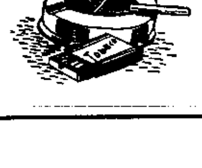
タバコは町内で買いましょう